運転免許更新手続きをこれからされる方へ

① 令和２年６月１日から運転免許証更新業務が再開されました。当分の間は混雑が予想されますので、時間に余裕を持って手続きをお願いします。

② 新型コロナウイルス感染症対策による運転免許証の有効期限延長措置を行った方は、延長期間満了までに警察署で更新手続をしないと免許が失効してしまいます。必ず警察署等での更新手続を行って下さい。

③ 優良運転者講習に該当する方は新居浜警察署等で即日交付が可能です。

四国中央警察署窓口での申請

《受付日時》
平日のみ　8：30～11：00　13：00～16：00

《必要なもの》
運転免許証、住民票等（住所・氏名等の変更がある場合）

※　本人申請のみ(代理申請不可)